

(令和2年度決算) 健全化判断比率等について

(内容現在：令和3年9月10日)

概要等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年制定）」の規定により、令和元年度厚岸町の健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）の算定を行い、8月の監査委員の審査を経て、9月の定例町議会に報告し、承認されました。

厚岸町の令和2年度の決算に基づき算定された健全化判断比率等は、下の表のとおりです。

すべての指標が基準を下回っており、町財政は健全に運営されています。

健全化判断比率

健全化判断比率は、次の4つの指標をいいます。

1 実質赤字比率

一般会計等の実質的な赤字額（実質赤字額）が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

実質赤字額がない場合の比率は、「－」（比率なし）となります。

2 連結実質赤字比率

すべての会計の実質的な赤字額（連結実質赤字額）が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

連結実質赤字額がない場合の比率は、「－」（比率なし）となります。

3 実質公債費比率

一般会計が負担しなければならない実質的な借入返済金（公債費）や特別会計等の借入返済金などが標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標で、過去3カ年の平均値をいいます。

4 将来負担比率

一般会計等が負担しなければならない実質的な負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

この4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上または資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、「財政健全化計画または経営健全化計画」を議会の議決を経て策定し、財政の健全化に向けて取り組まなければなりません。

令和2年度健全化判断比率

(単位：%)

| | 実質赤字 比 率 | 連結実質 赤字比率 | 実質公債費 比 率 | 将来負担 比 率 |
|---------|--------------|---------------|--------------|-------------|
| 令和2年度決算 | — (▲8.97) | — (▲14.43) | 11.9 | 79.6 |
| 早期健全化基準 | 14.77 | 19.77 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.0 | 30.0 | 35.0 | |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「▲」表示は、黒字比率を示す。

令和2年度資金不足比率

公営企業会計の資金不足額が、その会計の事業規模に対してどのくらいの割合なのかを示す指標です。

資金不足額がない場合の比率は、「—」(比率なし)となります。

(単位：%)

| | 企業会計 | | 特別会計 | |
|---------|--------------|-------------|--------------|---------------|
| | 水道事業 会 計 | 病院事業 会 計 | 簡易水道 事業会計 | 下 水 道 事業会計 |
| 令和2年度決算 | — (▲88.6) | — (0) | — (0) | — (0) |
| 前年度の比率 | (▲84.1) | (0) | (0) | (0) |
| 経営健全化基準 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |

※比率の「▲」表示は、黒字比率を示す。